

指定下水道工事店の指定申請のお知らせ

日野市下水道課

日野市指定下水道工事店の指定申請を下記要領により受付いたします。

1. 指定下水道工事店の指定申請受付

必ず電話予約をしてください。電話予約なしによる申請受付は行っておりません。(土曜、日曜、祝日は休業日です)

2. 指定下水道工事店の指定基準

- (1) 東京都の区域内に営業所があること。
- (2) 責任技術者が1人以上専属していること。
- (3) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。

3. 指定申請手数料

指定下水道工事店の指定の申請 1件 10,000円

※東京都公営企業管理者発行の「排水設備工事責任技術資格者証」と「排水設備工事責任技術者証」があれば、日野市への責任技術者の登録申請は不要です。

4. 提出書類

◆各様式の添付書類を確認して下さい。

- (1) 指定下水道工事店の指定の申請
 - ・指定下水道工事店指定申請書 … (第1号様式)
 - ・営業所の平面図・写真・付近見取図 … (第2号様式)
 - ・専属責任技術者名簿 … (第3号様式)
 - ・設備及び器材調書 … (第4号様式)
 - ・営業所の所在地がある区市町村の、指定工事店証の写し

5. 指定下水道工事店の有効期限

指定日の属する年度から5年間
(有効期限が過ぎたら、更新手続きが必要です。)

6. 当市では、指定下水道工事店と市が「公共下水道公共汚水ます及び取付管設置業務」の単価契約を取り交わします。これは、指定下水道工事店が行う排水設備切り替え工事の際、公共汚水ます又は取付管がない場合は、その指定下水道工事店がその業務を行うからです。従って、指定下水道工事店の指定を受け、日野市に指名参加登録をして、単価契約を取り交わした後でなければ、公共汚水ます及び取付管の設置業務は行うことができません。

問い合わせ先

日野市日野本町 1-7-2 2階 〒191-0011

日野市下水道課経営係

電話 042-514-8317(直通) FAX 042-506-2099

メール gesuif@city.hino.lg.jp